## 非稼働病棟を有する医療機関への対応について

### 1 経緯

- 国は、「地域医療構想の進め方について」(平成30年2月7日付け厚生 労働省医政局地域医療計画課長通知)において、病床が全て稼働していな **い病棟**(過去 1 年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成 される病棟。以下「非稼働病棟」という。) を有する医療機関を把握した 場合、地域医療構想調整会議(地域医療構想推進委員会)で理由等を説明 するよう求め、病床過剰地域において、当該病床の維持の必要性が乏し いと考えられる場合は、医療審議会(医療体制部会)の意見を聴いて、病 床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置を命令又は要 **請する**こととしている。
- 本県においては、令和2年度第3回本部会(令和3年2月4日開催)で、 県内統一の方針となる「非稼働病棟を有する医療機関への方針」を決定 し、各構想区域における**非稼働病床の解消に向けた取組を進めている**。

## 2 非稼働病棟の解消に向けた取組の現状について

### <各構想区域における非稼働病棟の病床数>

(床)

構 想 区 域	名 古屋・ 尾 張 中 部	海部	尾 東 部				西 三 河 北 部	西三河南部東				計
非稼働病棟の 病 床 数 (令和 6.4.1)	<u>312</u>	0	14	40	66	248	0	40	80	<u>26</u>	<u>95</u>	921
下線は、病床過剰地域												
基準病床数 (A)	19, 667	1,834	4, 395	3, 979	5, 520	3, 540	3,013	2, 715	4, 544	182	5,012	54, 401
既存病床数 (B) (令和 6.9.30)	19, 723	1,700	4, 241	3, 522	4, 899	3, 160	2, 690	2, 314	4, 390	303	5, 869	52, 811
(B)-(A)	56	△134	$\triangle 154$	$\triangle 457$	$\triangle 621$	△380	△323	$\triangle 401$	$\triangle 154$	121	857	△1,590

#### 3 今後の対応について

(1) 現行の愛知県地域保健医療計画の基準病床数の増加により、多くの2 次医療圏が非病床過剰地域となったことを踏まえ、**非病床過剰地域にお** いても非稼働病棟の解消に向けた取組がより一層進められるよう、「非 稼働病棟を有する医療機関への方針」を改正する。

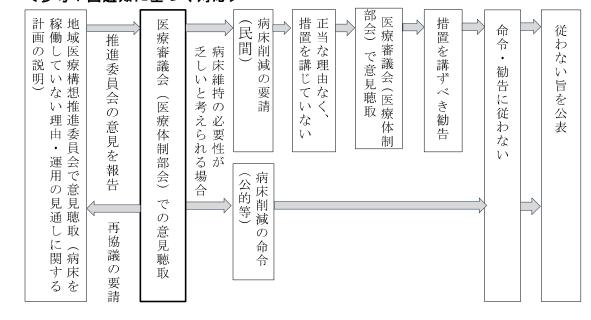
# 資料 6

### 改正後

- 1 病床過剰地域に所在し、以下のいずれ かの条件に該当する病院に対して、国通 知に基づく対応を進める(別添参照)。
- (1) 病床の開設許可後(新規開設、変更 許可含む)、1年経過後においても、稼 働していない病棟を有する病院
- (2) 5年以上、稼働していない病棟を 有する病院
  - ((1)又は(2)の条件に該当しない医療 機関については、これまでどおり各 地域の地域医療構想推進委員会に おいて、取組の方針を決定する。)
- 2 本方針に基づき令和3年4月から各 | 本方針に基づき令和3年4月から各 構想区域で協議を進める。
- 3 非病床過剰地域に所在するが、上記1 (1)又は(2)のいずれかの条件に該当す る病院に対しては、各地域の地域医療構 想推進委員会において説明するよう求 め、地域医療構想推進委員会は医療審議 会(医療体制部会)に意見を報告する。 なお、医療審議会(医療体制部会)にお いて意見を付された病院は、その意見を 踏まえた対応に努めるものとする。

- 現 行
- 病床過剰地域に所在し、以下のいずれ かの条件に該当する病院に対して、国通 知に基づく対応を進める(別添参照)。
- ① 病床の開設許可後(新規開設、変更 許可含む)、1年経過後においても、稼 働していない病棟を有する病院
- ② 5年以上、稼働していない病棟を有 する病院
  - (上記の条件に該当しない医療機関に ついては、これまでどおり各地域の 地域医療構想推進委員会において、 取組の方針を決定する。)
- 構想区域で協議を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、 一時的に病床稼働率が減少したことに よる非稼働病床に関しては、留意の上、 取組を進める。
- (2) 非稼働病棟の今後の運用見通しについて、次年度開催の地域医療構想 推進委員会での協議を踏まえ、本部会において意見聴取を行うこととし、 病棟維持の必要性が乏しいと考えられる、かつ、病床過剰地域に所在す る医療機関については、国通知に基づく対応を検討する。

### <参考:国通知に基づく対応>



# 「非稼働病棟を有する医療機関への方針」に基づく各構想区域におけるヒアリング結果について

# く非稼働病棟を有する医療機関への方針>

病床過剰地域に所在し、以下のいずれかの条件に該当する病院に対して、国通知に基づく対応を進める。

- ① 病床の開設許可後 (新規開設、変更許可含む)、1年経過後においても、稼働していない病棟を有する病院
- ② 5年以上、稼働していない病棟を有する病院

構想	区域	医療機関名	開設許可 病 床 数 (一般及び療養)	非病	稼働床数	非 稼 働 開 始 時 期 (通 算 年 数)	非稼働の主な理由	今後の予定 (時期)	地域医療構想推進委員会におけるヒアリング結果
名古屋。	尾張中部	野垣病院	99	2	39	2006年4月 (18年)	看護師不足	再稼働予定 (2026年4月)	必要性がある(再稼働予定)
名古屋・	尾張中部	紘仁病院	161	2	28	2013 年 12 月 (11 年)	看護師不足	再稼働予定 (時期未定)	必要性がある (再稼働予定)
名古屋・	尾張中部	東名古屋病院	330	2	41	2014年4月 (10年)	施設の老朽化	削減予定 (2027年3月)	削減予定
尾張	西部	稲沢市民病院	278	2	32	2019年10月(5年)	入院患者の減少	再稼働予定 (2025年度)	必要性がある(再稼働予定)
尾張	西部	総合大雄会病院	379	2	8	2018年1月 (7年)	医師確保の遅れ	再稼働予定 (2026年4月)	必要性がある (再稼働予定)
知 多	半島	公立西知多総合病院	468	2	45	2015年5月(9年)	医師、医療従事者不足	再稼働予定(時期未定)	継続協議
知 多	半島	国立長寿医療研究センター	383	2	38	2004年3月(21年)	施設の老朽化	再稼働予定(時期未定)	継続協議
知 多	半島	小 嶋 病 院	240	2	120	2017年1月(8年)	施設の老朽化	再稼働予定 (2026年2月)	必要性がある (再稼働予定)
西三河	南部東	愛知医科大学メディカルセンター	270	1	40	2021年4月(3年)	看護師不足	再稼働予定 (2026年4月)	必要性がある(再稼働予定)
西三河	南部西	刈谷整形外科病院	80	2	20	2015年3月(10年)	入院患者の減少	再稼働予定 (時期未定)	継続協議
東三	河 北 部	新城市民病院	199	2	26	2007年9月 (17年)	医師、医療従事者不足	再稼働予定 (時期未定)	必要性がある (再稼働予定)
東三	河 南 部	豊橋ハートセンター	130	2	45	2013年6月 (11年)	移転予定	再稼働予定 (時期未定)	必要性がある(再稼働予定)
東三	河 南 部	豊橋医療センター	388	2	50	2018年3月 (7年)	医師、医療従事者不足	再稼働予定 (2026年度)	必要性がある (再稼働予定)